

議案第 25 号

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(令和6年佐倉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和7年4月1日」を「令和9年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。